

ポリ塩化ビフェニル(PCB)機器等の適正処理について

大分県生活環境部廃棄物対策課

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成28年5月2日に以下のとおり改正されました。

これをうけて、特に、高濃度のPCBを含むトランスやコンデンサを使用している事業所については、早急に機器更新し、PCB機器の適正処理を行ってください。

PCB機器等について

電気機器の絶縁油や樹脂の可塑剤等にPCBが含まれたものを言います。お使いの機器等が該当するかどうかの判定は、(一社)日本電機工業会、(一社)日本照明工業会及び各製造元のHP等により確認してください。

なお、油中重量(汚染物等については、当該部分の重量)割合が0.5%を超えるものは、高濃度PCB機器等に該当します。

各PCB機器等の処理方法、処理期限(改正後)は以下のとおりです。

- 1 高濃度PCB(トランス、コンデンサ) … JESCO北九州事業所 (H30.3.31まで)
- 2 高濃度PCB(安定器、汚染物等) … JESCO北九州事業所 (H33.3.31まで)
- 3 低濃度PCB … 各無害化処理施設 (H39.3.31まで)

法改正概要

1 使用中のPCB機器等の処分義務づけ

使用中の高濃度PCB機器等について、処理期限までに適正処分することが義務づけられました。

2 使用中のPCB機器等に係る届出

使用中の高濃度PCB機器等(電気事業法に係るものを除く)について、毎年6月30日までに、管轄の保健所(大分市については、産業廃棄物対策課)あてに前年度のPCB機器等の使用状況等を届出する必要があります。

3 保有する高濃度PCB機器等の処分完了時の届出

保有する全ての高濃度PCB機器等の処分が完了した場合、所定の届出を行う必要があります。

4 処理期限の前倒し

高濃度PCB廃棄物の処理期限について、従来の期限から1年前倒しとなりました。

法改正の詳細については、大分県廃棄物対策課 (TEL: 097-506-3128)
又は 大分市産業廃棄物対策課 (TEL: 097-537-7953)
まで お問い合わせください。

